

事業計画の概要

1 事業者の情報

1) 事業者

会社名：産業振興株式会社

代表取締役：米田 寛

住所：東京都千代田区神田小川町3丁目9番地2

電話番号：03-5259-6082

設立：1937年9月1日

資本金：3億9千万円

2 事業場の情報

所在地：市川市高谷新町10番7、8、10、11

敷地面積：(実測) 5,159.2 m²

事業場内の建築物等：2棟(事務所、工場)

営業時間：8:00~17:00(第2、第3土曜・日曜・祝日を除く)

従業員：21名

月間取扱数量：4,000t

3 事業の概要

1) 営業所概要

1986年 市川スクラップセンター開設

2004年 関東スクラップセンターに改名

2008年 ヤードの拡張を実施

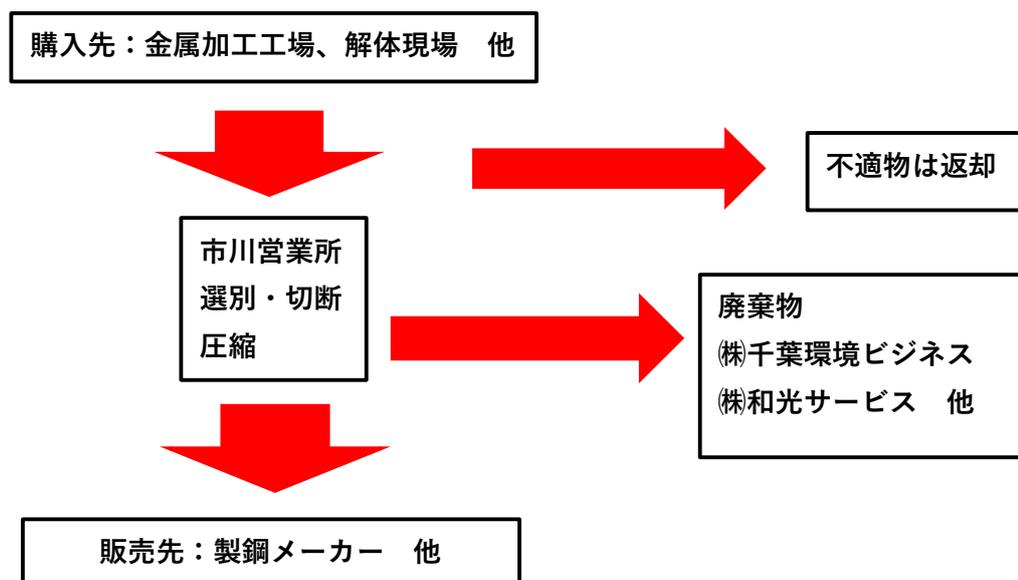
2023年 関東営業所 市川工場

- ・当拠点では、鉄スクラップを鉄鋼原料として使いやすい形に加工し、製鋼メーカーなどへ供給しています。市川工場は、全国に広がるネットワークの一部として、リサイクルを通じて地球環境への貢献を目指し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでおります。

2) どのようにして利益を計上するか。

- ・廃棄される金属くずを仕入れ、当工場にて切断加工し、鉄鋼原料として製鋼メーカーへ販売致します。

処理フロー



※有価物の金属類と産業廃棄物の金属類が混合しないよう適正な保管管理を行う。

4 取扱物品（特定再生資源の区分）

- ・ 鋼材（金属スクラップ） 型鋼、鉄筋 等
- ・ 使用済み業務用機器（雑品スクラップ）
フロン処理済み業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器 等
- ・ その他雑品類（雑品スクラップ） ラジエーター、変圧器 等
- ・ 被覆銅線（雑品スクラップ）
- ・ その他金属類（金属スクラップ）

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例内容 と産業振興（株）市川工場の現状と対策		
(基準遵守義務) 第十一条 特定再生資源屋外保管業者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。	市川工場の現状と対策	
① 囲いの設置 保管物の崩落・飛散を防止するため、保管の場所の周囲に囲いを設置する必要がある。	○	外壁だけでなく、工場内でも囲いを設置しております。
② 保管物の高さ 保管物の崩落・火災などを防止するため、囲いの高さを超えて保管しないなどの「高さ制限」を遵守して保管する必要がある。	○	高さ制限を遵守しております。
③ 騒音・振動の防止対策 重機等の稼働、保管物の積上げ・積下し、破碎等によって発生する騒音・振動で、生活環境の保全上の支障を生じないように、措置を講じる必要があります	○	時間外（早朝、深夜）稼働は致しません。
④ 火災の発生防止 その1～保管物の単位面積・間隔～ 火災の発生・延焼の防止のため、雑品スクラップを保管する場合、その保管物の面積は1つ当たり200㎡以内とし、保管物同士の間隔は2m以上とする必要がある。※仕切りがある場合除く。	○	保管基準に則り、適切に保管管理をしております。
⑤ 火災の発生防止 その2～分別保管～ 電池や油類、モーターなど、火災を発生させる原因になるおそれがあるものは、適正に回収する必要がある。	○	分別保管基準に則り、適切に保管管理をしております。
⑥ 油等の流出・地下浸透防止 油や汚水の流出・地下浸透により、公共水域や土壌を汚染するおそれがある場合には、底面のコンクリート敷設や、油水分離装置・排水溝の設置などの措置が求められる。	○	底面のコンクリート舗装及び排水溝・油水分離槽（計2ヶ所）設置を行っております。
⑦ 廃棄物の適正処理 事業活動に伴って発生した廃棄物は、廃棄物処理法のルールを遵守して、適正に処分する必要がある。	○	廃棄物は定期的に適正処理しております。 （産廃処理業者へ委託）
⑧ 保管の場所 事業場内で“保管の場所”を決めて、“特定再生資源の区分”ごと、（①金属スクラップ、②プラスチック類、③雑品スクラップ）に分類して保管する必要がある。	○	プラスチック類は扱っておりません。 金属スクラップ、雑品スクラップは保管基準に則り、適切に保管管理をしております。 その他のものについても分類して保管しております。
⑨ 標識の掲示 事業の許可番号、事業者の氏名又は名称、現場責任者の連絡先など、必要事項を記載した標識を設ける必要がある。	○	敷地内に必要事項を記載した標識を設置しております。
⑩ 現場責任者の設置 事業場には現場責任者を設置する必要がある。	○	実施しております。

周知する特定再生資源屋外保管業の内容

①	特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	産業振興株式会社	
②	特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積	所在地	市川市高谷新町 10 番 7、8、10、11
		敷地面積 (実測)	5159.2 m ²
③	特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備	全面コンクリート舗装	
④	条例第 8 条第 2 項第 4 号に規定する区分	1 金属スクラップ	○
		2 プラスチック類	—
		3 雑品スクラップ	○
⑤	保管物を積み上げる高さ	(最高の高さ) 3.75m	
⑥	破砕等をする場合にあつては、当該破砕等の種類	破砕等の種類 ・破砕 ・ 切断 ・ 圧縮 ・ 解体 ・洗浄	
⑦	特定再生資源屋外保管業を開始する予定の日	令和 年 月 日 (予定) ※許可を取得した日から開始	
⑧	現場責任者となる予定の者の氏名	職	氏名
		所長	瀬川 武士
		課長	洗平 竜也
		スタッフ	田之倉 彩夏
⑨	その他知事が定める事項		
	事業計画の概要	別紙「事業計画の概要」のとおり	
	審査指示事項への対応状況	誓約書の通り真摯に対応いたします。	
	事業場の操業時間	午前 8 : 00 ~ 午後 17 : 00 (第 2、第 3 土曜・日曜・祝日を除く)	
	意見、要望等の問合せ先	連絡先 : 047-328-1711 (産業振興(株) 関東営業所 市川工場) 03-5259-6809 (産業振興(株) 本社)	
	その他		